感染症法等の改正を踏まえた「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」 の改正案 概要

1 基本的な考え方、方向性

- 新型コロナウイルス感染症の全国的な感染拡大に伴う対応に当たっては、保健所において業務負担が増大し、地方衛生研究所等において感染初期の段階における検査体制が十分でなかったなどの課題が指摘された。これらの課題は、新興・再興感染症の感染拡大以外の健康危機やこれらが複合的に発生した場合への対応にも通じるものであり、これらの課題を克服し、保健所や地方衛生研究所等が健康危機に対応すると同時に地域保健対策の拠点としての機能を発揮できるよう、必要な体制強化に向けた取組を着実に推進することが必要である。
- 広域的な感染症のまん延への備えとして、感染症のまん延時においても、地域における健康づくりなどの地域住民に必要な地域保健対策が継続して実施できるよう、国、広域自治体としての都道府県、保健所設置自治体(都道府県、保健所設置市、特別区をいう。以下同じ。)は、必要な体制を整備するとともに、関係する地方公共団体間における役割分担を明確化し、密接に連携する必要がある。

保健所については地域における感染症対策の中核的機関として、また、地方衛生研究所については都道府県、政令市及び特別区における感染症対策においても科学的かつ技術的に中核となる機関として、それぞれの役割が十分に果たされるよう、これらの機能強化をはじめとした取組を行う必要がある。

国における取組

国は、都道府県の区域を越えた応援職員の派遣の仕組みの整備、応援職員の人材育成支援などを通じて広域自治体としての都道府県、保健所設置自治体の取組を支援する必要がある。感染症発生時には、全国の人員体制の状況を迅速に把握し、自治体間の応援職員派遣の調整等の支援を行う必要がある。また、国内の新たな感染症に係る知見を収集・分析し、関係する地方公共団体等に迅速に提供する必要がある。

・ 広域自治体としての都道府県における取組

広域自治体としての都道府県は、感染症のまん延のおそれがあるときには、市町村の区域を越えた対応が求められることから、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)に規定する都道府県連携協議会等を活用し、自治体間の役割分担や連携内容を平時から調整する必要がある。また、感染症対応が可能な専門職を含む人材の確保、国及び地方公共団体等からの人材の送り出し及び受入れ等に関する体制を構築するとともに、都道府県域内の保健所、地方衛生研究所等の人材育成を支援する必要がある。感染症のまん

延の際には、情報集約、自治体間調整、業務の一元化等の対応により、保健所設置自 治体を支援する必要がある。

感染症のまん延の際においては、国や他の都道府県、管内の保健所設置自治体等と連携して、感染経路、濃厚接触者等に係る情報収集、医療機関及び福祉サービス機関等との連携を含む保健活動の全体調整、保健活動への支援などを行う必要がある。

・ 保健所設置自治体における取組

保健所設置自治体は、広域的な感染症のまん延の防止の観点から、感染経路の特定、 濃厚接触者の把握等に係る積極的疫学調査、病原体の収集及び分析等の専門的業務を 十分に実施するために、感染症のまん延を想定し、保健所や地方衛生研究所等におけ る人員体制や設備等を整備する必要がある。

また、感染症のまん延の際、迅速にまん延時の体制に移行し、対策が実行できるよう、感染症法に基づく予防計画を策定する際には、保健所体制や検査体制について留意すること。

さらに、感染症のまん延に備え、国や都道府県の研修等を積極的に活用しつつ、保健所や地方衛生研究所等の人材育成に努めるとともに、保健所や地方衛生研究所等を含め、感染症のまん延を想定した実践型訓練を実施する必要がある。

さらに、広域的な感染症のまん延の防止の観点から、各管轄地域内での感染経路の特定、濃厚接触者の把握等に係る疫学調査等による感染状況に係る情報の共有に努める必要がある。

- 広域自治体としての都道府県、保健所設置自治体は、感染症のまん延その他の健康危機に対応するため、都道府県連携協議会等を活用し平時から保健所、地方衛生研究所等の職員のみならず、管内の市町村、教育機関、学術機関、消防本部、検疫所などの関係機関、医師会、歯科医師会、薬剤師会、獣医師会、看護協会、栄養士会等の専門職能団体等と意見交換や必要な調整等を通じ、連携を強化する必要がある。
- 保健所や地方衛生研究所等においては、健康危機発生時に、地域における健康づくりなどの地域住民に必要な地域保健対策全般の業務についても適切に実施できるよう、外部委託や一元化、ICTの導入などを積極的に推進することで、効果的・効率的に地域保健対策を推進する必要がある。なお、ICTの導入などの際には、関連するシステム間の互換性に留意することが必要である。
- 国は、大規模災害発生時に、被災都道府県の保健医療福祉調整本部及び保健所の指揮 調整機能等への支援を行う災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)と被災市区町村の 避難所等において保健活動を行う保健師・公衆衛生医師・管理栄養士等について、派遣 調整等を行う。

都道府県及び市町村は、平時から応援職員の受入体制を整備するとともに、応援派遣

が可能な体制を確保する。

○ 保健所設置自治体は、健康危機発生時に備えた研修や訓練の実施、健康危機に対する 迅速かつ適切な危機管理を行うことができる人材の育成、外部人材の活用も含めた必要 な人材の確保、当該危機管理に必要な機器及び機材の整備、物品の備蓄等を通じて、平 時から健康危機発生時に備えて計画的な体制整備を行う必要がある。

2 保健所の健康危機管理体制

- 保健所は、地域における健康危機管理の拠点として、必要な情報の収集、分析、対応 策の企画立案・実施、リスクコミュニケーションを行う機関であり、健康危機発生時に おいては健康危機への対応のみならず、健康づくりなどの地域住民に不可欠な保健施策 を提供し続けることが必要であり、平時のうちから健康危機に備えた準備を計画的に推 進すること。また、複合的に健康危機が発生した場合においても、対応できるよう必要 な体制強化に向けた取組を着実に推進すること。
- 各保健所は、健康危機管理に係る体制整備に当たり、平時のうちから感染症のまん延 等に備えた準備を計画的に進めるため、都道府県単位の広域的な健康危機管理の対応に ついて定めた手引書や政令市及び特別区における区域全体に係る健康危機管理の対応 について定めた手引書、予防計画、新型インフルエンザ行動計画等を踏まえ、健康危機 対処計画を策定すること。

なお、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づく都道府県行動計画及び市町村行動計画等を踏まえ、保健所及び地方衛生研究所等において手引書や業務マニュアル等が既に作成されている場合には、これらの見直しにより、健康危機対処計画として差し支えない。

保健所設置市等以外の市町村は、健康危機管理の対応について定めた手引書を作成すること。

○ 保健所設置自治体は、健康危機管理を含めた地域保健施策の推進のために本庁に統括 保健師を配置するとともに、地域の健康危機管理体制を確保するため、保健所に、保健 所長を補佐し総合的なマネジメントを担う統括保健師等を配置すること。市町村は、健 康危機管理を含めた地域保健施策の推進のために統括保健師を配置すること。

また、健康危機への対応を含む地域保健対策の推進においては、統括保健師等が連携して組織横断的なマネジメント体制の充実を図ること。

○ 保健所設置自治体は、広域的な健康危機の発生の際、必要に応じ、他の地方公共団体 等の関係機関及び地域の公衆衛生の実務に係る専門知識を有する人材や公衆衛生に係 る専門資格を有する人材に対して、応援職員として保健所等への派遣等への協力を求め ること。このため、平時から、応援職員の受入体制を整備するとともに、地域の関係教 育機関及び医師会、歯科医師会、薬剤師会、獣医師会、看護協会、栄養士会等の専門職 能団体等との連携強化に努めること。

また、広域的な健康危機の発生の際、応援職員としての派遣等への協力を求める人材に対して、健康危機発生時における迅速かつ適切な対応を行うための危機管理等に関する実践的な訓練を含む研修を定期的に実施すること。さらに、各保健所においても IHEAT 等を含めた実践的な訓練を実施すること。

広域自治体としての都道府県は、保健所設置自治体や保健所単位で実施するこれらの 研修や訓練を支援すること。

国は、保健所設置自治体における応援職員の受入体制の整備や関係教育機関及び専門職能団体等との連携強化等の取組を支援するとともに、応援職員として派遣される人材に対する専門性の高い研修を実施するなど、広域自治体としての都道府県や保健所設置自治体で実施する研修や訓練を支援すること。

感染症のまん延時における外部からの応援として、以下の制度が準備されている。

- イ IHEAT (令和5年4月施行後の地域保健法第21条~第23条)
- ・ 国、広域自治体としての都道府県、保健所設置自治体は、地域保健法第22条の 規定に基づき、地域保健の専門的知識を有する者であるIHEAT要員に対し、研修等 の実施が求められる。
- · 保健所設置自治体は、IHEAT 要員による支援体制を確保するため、連絡体制や IHEAT 要員及びその所属機関との協力関係を構築すること。
- ・ 保健所においては、感染症のまん延時における IHEAT 要員の活用を想定した平時からの取組が求められること。
- ・ 広域自治体としての都道府県は、保健所設置自治体の IHEAT 要員による支援体制 を確保するために必要な支援を行うこと。
- ・ 国は IHEAT 要員に係るシステムの整備や研修の実施等により、IHEAT 要員を活用 するための基盤を整備すること。

ロ 市町村からの保健師等の応援派遣

・ 保健所設置自治体は、地域の実情に合わせて、保健所を設置していない市町村とも連携し、健康危機の発生の際の市町村職員による応援派遣について取り決めることが望ましいこと。感染症対応に係る取り決めを行うに当たっては、都道府県連携協議会を活用することが望ましいこと。

ハ 自治体間の応援職員派遣制度

・ 感染症対応において、国は、感染症法に規定する総合調整権限に基づき、都道府 県から応援派遣の調整の依頼を受けた際、他の都道府県と調整し、保健師等の地方 公共団体の職員が保健所等の業務の負担が増大した地方公共団体に派遣されるよ う調整すること。

3 地方衛生研究所の健康危機管理体制

- 保健所設置自治体は、地域保健法第26条に基づき、地域において専門的な調査及び研究並びに試験及び検査等のために必要な地方衛生研究所の設置や人材の確保・育成等の体制の整備、近隣の他の地方公共団体との連携の確保等の必要な措置を講じなければならないこと。
- 地域保健法第26条に規定する業務のうち、試験及び検査については、健康危機への対処に不可欠な機能であることから、人口規模、財政規模を勘案し、都道府県及び政令指定都市にあっては、地方衛生研究所の設置等により自ら体制を整備することが求められること。
 - 一方、調査及び研究、地域保健に関する情報の収集・解析・提供並びに地域保健に関する関係者に対する研修指導については、小規模な地方公共団体では実施が困難な場合もあることから、都道府県単位でこれらの機能を有する地方衛生研究所の設置等を求め、当該都道府県内の地方衛生研究所等の関係機関に対してこれらの機能を提供することが求められること。
- 広域自治体としての都道府県及び地方衛生研究所を有する保健所設置自治体は、平時から、関係部局、保健所、地方衛生研究所等の関係機関間の連携が図られるようにするとともに、管内の市町村、関係教育機関及び医師会、歯科医師会、薬剤師会、獣医師会、看護協会、栄養士会等の専門職能団体等の地域保健に係る知見を有する人材が所属する機関及び民間の検査機関との連携を図ること。
- 地方衛生研究所は、健康危機管理においても科学的かつ技術的に中核となる機関として、調査及び研究並びに試験及び検査を通じて、地方衛生研究所を有する保健所設置自治体の本庁や保健所等に対し情報提供を行うとともに、地域住民に対するリスクコミュニケーションを行うこと。
- 地方衛生研究所等を有する保健所設置自治体は、地方衛生研究所の計画的な人員確保 や配置を行うとともに、国立感染症研究所を含む国立試験研究機関との連携や他の地方 衛生研究所とのネットワークの活用を通じて、継続的な人材育成を行うこと。
- 地方衛生研究所は、広域的な感染症のまん延の際、民間検査体制が十分に整うまでの間の必要な検査を実施するとともに、国立感染症研究所との連携や他の地方衛生研究所とのネットワークを活用して、国内の新たな感染症に係る知見を収集し、国立感染症研究所への地域の状況等を情報提供、地域の変異株の状況の分析及び保健所設置自治体の本庁や保健所等への情報提供、民間の検査機関等における検査等に対する技術支援等の実施などを通じ、サーベイランス機能を発揮することが求められること。

	た準備を計画的に進め は康危機対処計画を策気	